

令和4年度 補助金 ～個別編～

埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金

—CO₂排出削減設備導入事業編—

(大規模事業所・中小規模事業所 共通)

CO₂排出削減設備導入事業

について、詳しくご紹介！

<もくじ> ※概要編と併せてご覧ください。

- (1) 令和4年度の変更点
- (2) 申請上の注意点
- (3) よくあるご質問

CO₂排出削減設備導入事業

< (1) 令和4年度の変更点 >

① 補助率・補助上限額の変更

脱炭素化枠の創設
※詳細は次ページ参照

事業所規模	大規模事業所	中小規模事業所	
		—	脱炭素化枠
補助率	1/3	1/4	1/3
補助上限額	1,000万円	300万円	500万円

※大規模事業所は変更なし。

CO₂排出削減設備導入事業

< (1) 令和4年度の変更点 >

② 中小規模事業所に「脱炭素化枠」創設

- 計画的に脱炭素化に向けた取組をする事業者を支援。
- 年間CO₂削減量：10トﾝ以上の設備導入
- 環境SDGs取組企業宣言の提出
- 脱炭素化に向けた省エネ計画書の提出
- 取組は県ホームページで公表
- 補助率、補助上限額、採択優先度でメリットあり！

CO₂排出削減設備導入事業

< (1) 令和4年度の変更点 >

③条件面

【年間CO₂削減量】

- ・大規模事業所 : 20トﾝ以上
- ・中小規模事業所 : 3トﾝ以上
- ・同（脱炭素化枠） : 10トﾝ以上

→事業計画書作成の際は削減量をご確認のうえ、申請してください。

【対象設備】

- ・照明設備は対象外

○大規模事業所ではEMSの設置が必須です。

現在設置済みのEMSを使用することは可能です。またスマート省エネ技術導入事業を活用（同時申請）して設置することもできます。（中小規模事業所は設置の必要はありません）

CO₂排出削減設備導入事業

- 年間CO₂削減量が3トントってどのぐらい？ ※設備、使用時間、使用環境によって削減量は変わります。

→年間約6,100kWhの削減量です ($6,100\text{kWh} \times 0.495 \div 1,000 \div 3 \text{ t}$)

※排出係数を0.495とします。

(例) 空調設備

パッケージ空調を高効率タイプ（インバータ内蔵型等）に更新

140形パッケージエアコン 約2台

→1日9時間・年間200日（夏・冬100日ずつ）使用の場合。

※ 飲食店、クリニックの空調更新、オフィスビルの変圧器更新で、3トンに達しない事例がありました。

※申請前にどのくらいエネルギー使用量があるかご確認ください。

CO₂排出削減設備導入事業

< (1) 令和4年度の変更点 >

④採択における優先項目

- 「脱炭素化枠」の申請（中小規模事業所）
- みなし大企業以外からの申請（中小規模事業所）
- みなし大企業以外の中小企業からの申請（大規模事業所）
- 「埼玉県SDGsパートナー登録制度」登録事業者からの申請
- エコアップ認証取得済み企業からの申請
- 省エネ診断受診済み企業からの申請（過去3年以内） など

※詳しくは「募集要領」で！

CO₂排出削減設備導入事業

< (1) 令和4年度の変更点 >

⑤その他

- CO₂排出削減設備事業、スマート省エネ技術導入事業、暑さ対策設備等導入事業の3つを有効的に組み合わせて申請することができます。
- 中小規模事業所の従来枠と「脱炭素化枠」を組み合わせて申請することはできません。

CO₂排出削減設備導入事業

< (2) 申請上の注意点 >

① 補助対象者

- 会社にあっては中小企業者に限ります。

(例) 製造業の場合：資本金3億円以下もしくは常時使用する従業員300人以下。

詳しくは「中小企業基本法第2条第1項」を参照ください。

- 県内に所在する事業所で1年以上事業を継続していること。

1) 本社が県外でも、事業所が県内であれば対象となります。

2) 移転後1年未満の事業所は対象となりません（新築事業所も対象外）。

CO₂排出削減設備導入事業

< (2) 申請上の注意点 >

②補助対象経費

- 設備費：設備本体、必要不可欠な付属設備
- 工事費：材料費、設計費、労務費など
- 対象外経費：諸経費（内訳の記載されていない経費）、撤去費（処分費）
工事費以外の経費（一般管理費に分類されるもの等） など

③導入した設備は、固定資産台帳に登録する。

CO₂排出削減設備導入事業

< (2) 申請上の注意点 >

④対象経費の条件

- 40万円以上の事業（中小規模事業所）
- 150万円以上の事業（大規模事業所）

例）対象経費40万円の場合、補助金額は10万円（中小規模・補助率1/4の場合）

- 費用対効果5万円以下の事業

費用対効果＝補助金申請額÷（年間CO₂削減量×使用年数※）

※使用年数は法定耐用年数（10年を超えるものは10年）とします。

CO₂排出削減設備導入事業

< (3) よくある質問 >

Q 予算規模は？

A 全ての補助事業を合わせ2億0,700万円です。

Q みなし大企業も申請可能ですか？

A 可能ですが、採択において優先項目があります。

※詳しくは「募集要領」をご確認ください。

Q 複数の事業所で申請したい

A 別事業所は別の申請が必要です（1つにまとめたの申請はできません）。

また、複数申請の場合でも補助上限額は増額されません。

CO₂排出削減設備導入事業

< (3) よくある質問 >

Q すでに着工済みの工事も対象となりますか？

A なりません。施工（設置）済み、工事発注済み、契約締結済などは対象外です。

Q 新設でも補助対象となりますか？

A 原則、更新のみが対象です。再生可能エネルギー設備設置、既存設備のヒートポンプ化、インバータ化などは新設も可能です。

Q LEDなどの照明器具は対象となりますか？

A 補助対象外です。

CO₂排出削減設備導入事業

< (3) よくある質問 >

Q 申請からのスケジュールが知りたい

A 申請後、外部有識者による審査会を経て7月末ごろ採択が決まります（交付決定）。
契約締結や工事着工は交付決定後から可能です。
補助金のお支払いは、事業完了後ですので、一時的な立て替えが必要です。

Q 申請の方法は？

A 原則、申請者本人による郵送とメールでの申請のみです。施工業者が代行することはできません（行政書士等による代理申請は可能です）。

令和4年度版

埼玉県民間事業者 CO₂排出削減設備導入補助金

詳細はホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusho-shien.html>

募集要領やリーフレットをご参照ください。

お伝え切れなかった詳細規定を掲載しています！

※募集要領は、応募する際の詳細が記載してありますので、
必ずご確認ください。

